

犬山市さくらねこ無料不妊手術チケット交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内において飼い主のいない猫の繁殖を抑制し、地域の公衆衛生の向上及び住民の良好な生活環境の維持を図るため、公益財団法人どうぶつ基金が発行するさくらねこ無料不妊手術チケット(行政枠)(以下「さくらねこチケット」という。)の交付について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 飼い猫 所有又は占有の意思を持つ特定の飼い主により、継続的に給餌、給水等の世話をされている猫をいう。
- (2) 飼い主のいない猫 管理責任を負うべき特定の飼い主がいない猫をいう。
- (3) 地域猫活動 ボランティア団体等が地域住民の理解及び協力を得た上で、地域に住みついた飼い主のいない猫に不妊手術を施して今以上に数を増やさないようにし、当該地域において適切に管理していく活動をいう。
- (4) 不妊手術 雄猫に対する去勢手術(陰睾去勢手術を含む。)及び雌猫に対する避妊手術(墮胎を伴うものを含む。)をいう。
- (5) 愛護団体等 飼い主のいない猫の保護活動等を行っている個人及び団体をいう。ただし、未成年者及び未成年者を代表者とする団体を除く。

(交付対象者)

第3条 さくらねこチケットの交付を受けることができる者は、市内で地域猫活動を行っている愛護団体等とする。

(交付対象外)

第4条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる猫に対して不妊手術を施そうとする者は、さくらねこチケットの交付対象としない。

- (1) 飼い猫及び飼い猫にする予定の飼い主のいない猫
 - (2) 里親に出す前提の飼い主のいない猫
 - (3) その他さくらねこチケットの利用を不相当と認める飼い主のいない猫
- (交付の申出等)

第5条 さくらねこチケットの交付を受けようとする者（以下「申出者」という。）は、犬山市さくらねこ無料不妊手術チケット交付及び捕獲器貸出申出書（様式第1。以下「申出書」という。）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 誓約書（様式第2）
- (2) 活動場所を示す図（様式第3）
- (3) さくらねこチケット利用予定整理簿（様式第4）
- (4) 土地利用承諾報告書（様式第5）（申出者が管理していない土地を利用する場合に限る。）
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申出があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、申出者にさくらねこチケットを交付し、及び必要に応じて捕獲器の貸出しを行うものとする。

（捕獲器の貸出し）

第6条 捕獲器の貸出しは、次のとおりとする。

- (1) 貸出期間 貸出しを受けた日から起算して1月以内
- (2) 数量 1台又は2台
- (3) 料金 無料

2 捕獲器の貸出しを受けた者（以下「借受者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 地域猫活動以外の用途に使用しないこと。
- (2) 捕獲器は、借受者の自宅又は捕獲器を設置しようとする土地の管理者の同意を得た場所に設置するものとし、周辺の環境の保全等適切に管理すること。
- (3) 捕獲器を第三者に転貸しないこと。

- (4) 捕獲器を洗浄して返却すること。
- (5) 捕獲器の故障を発見した場合は、直ちに報告し、及び返却すること。

(申出内容の変更)

第7条 第5条第2項の規定によりさくらねこチケットの交付を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、申出書の記載内容に変更があったときは、犬山市さくらねこ無料不妊手術チケット利用変更届出書（様式第6）に市長が必要と認める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(返還)

第8条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、既に交付したさくらねこチケットの全部又は一部の返還を求めることができる。

- (1) さくらねこチケットの利用が不相当と認められるとき。
- (2) その他市長が必要と認めるとき。

(活動報告)

第9条 交付決定者は、第5条第1項の申出に係る飼い主のいない猫に不妊手術を施したときは、犬山市さくらねこ無料不妊手術チケット利用実績報告書（様式第7）により市長に報告しなければならない。

2 前項の場合において、交付決定者は、利用しなかったさくらねこチケットがあるときは、速やかにこれを市長に返却しなければならない。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年1月18日から施行する。